

老人短期入所施設偕楽園
重要事項説明書

大分県指定 4470201825

社会福祉法人 亀鶴会

老人短期入所施設 偕楽園

老人短期入所施設偕楽園
重要事項説明書

1. 事業者（法人）について

| | |
|-------|--------------|
| 法人名 | 社会福祉法人 亀鶴会 |
| 法人所在地 | 別府市南莊園町4番38号 |
| 代表者氏名 | 理事長 三浦 広為 |
| 設立年月日 | 平成18年12月26日 |

2. 施設の概要

| | |
|----------|---|
| 施設の種類 | 短期入所生活介護事業所 介護予防短期入所生活介護事業所 |
| 施設の名称 | 老人短期入所施設 偕楽園 |
| 施設の所在地 | 大分県別府市南莊園町4番38号 |
| 開設年月日 | 平成19年9月1日 |
| 事業者番号 | 4470201825 |
| 電話・FAX番号 | 電話番号：0977-22-2515 FAX番号：0977-22-2516 |
| 施設長（管理者） | 神宮 浩康 |
| 入所定員 | 10名 |
| 施設の運営方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者にとって必要なサービスを利用者自身に選択していただき、個人のプライバシーをできるだけ保持し、生活の自立のための援助を基本とします。 ・個人別ADL状況表を作成し、個別処遇の徹底を図ります。 |

3. 居室等の概要（特養と併設）

| 室名 | 数 | 主な設備等 |
|--------|----|----------------------------------|
| 全室個室 | 10 | 介護用ベッド・洗面台 |
| 共同生活室 | 1 | キッチン・洗面化粧台 133.17 m ² |
| トイレ | 3 | 車椅子対応 |
| 浴室 | 4 | 個別浴室1 機械浴室3 |
| 多目的ホール | 1 | 108.7 m ² |

4. 職員の配置状況及び勤務体制

<主な職員の配置状況>

| 職 種 | 人 員 | 業 務 内 容 |
|----------|---------|---------|
| 施設長（管理者） | 1名（兼務） | 管理業務 |
| 嘱託医師 | 1名（非常勤） | 健康管理業務 |
| 生活相談員 | 1名以上 | 生活相談業務 |

| | | |
|-----------|-------|-------------|
| 介護職員・看護職員 | 13名以上 | 介護業務・健康管理業務 |
| 機能訓練指導員等 | 1名以上 | 機能訓練指導 |
| 介護支援専門員 | 1名以上 | 施設サービス計画の策定 |
| 管理栄養士 | 1名以上 | 栄養管理業務 |

<主な職種の勤務状況>

| 職 種 | 勤 務 体 制 |
|---------|---------------|
| 介護職員 | 7:00 ~ 16:00 |
| | 8:30 ~ 17:30 |
| | 9:00 ~ 18:00 |
| | 13:00 ~ 22:00 |
| | 22:00 ~ 7:00 |
| 看護職員 | 7:00 ~ 16:00 |
| | 8:00 ~ 17:00 |
| | 9:00 ~ 18:00 |
| 機能訓練指導員 | 9:00 ~ 18:00 |

5. サービス内容と利用料金（第4条・第6条参照）

- 一 介護保険の給付対象となるサービス（かかった費用の一部をご負担いただきます）

【サービスの内容】

| | |
|------|---|
| 介護 | 入浴・排泄・離床・着替え・口腔ケア・ユニット内での家事への参加等の支援 ※体調不良等により入浴できない場合は清拭に替えさせていただきます。 |
| 食事 | 朝食 7:30～ 昼食 11:30～ 夕食 17:30～ |
| 生活相談 | 介護や日常生活等についての相談に応じます。 |
| 機能訓練 | 日常生活の中での機能訓練、レクリエーションや行事等を通じた機能訓練を行います。 |
| 健康管理 | 看護職員による日常の健康管理を行います。 |

【サービス料金表】

| 負担割合 | 要介護度 | 1日 | 1ヶ月 | 長期利用の場合（1日あたり） | |
|------|------|------|---------|----------------|-------|
| | | | | 31日～60日 | 61日以上 |
| 1割 | 要支援1 | 529円 | 15,870円 | 503円 | |
| | 要支援2 | 656円 | 19,680円 | 623円 | |
| | 介護度1 | 704円 | 21,120円 | 674円 | 670円 |
| | 介護度2 | 772円 | 23,160円 | 742円 | 740円 |
| | 介護度3 | 847円 | 25,410円 | 817円 | 815円 |
| | 介護度4 | 918円 | 27,540円 | 888円 | 886円 |
| | 介護度5 | 987円 | 29,610円 | 957円 | 955円 |

| 負担割合 | 要介護度 | 1日 | 1ヶ月 | 長期利用の場合（1日あたり） | |
|------|------|--------|---------|----------------|--------|
| | | | | 31日～60日 | 61日以上 |
| 2割 | 要支援1 | 1,058円 | 31,740円 | 1,006円 | |
| | 要支援2 | 1,312円 | 39,360円 | 1,246円 | |
| | 介護度1 | 1,408円 | 42,240円 | 1,348円 | 1,340円 |
| | 介護度2 | 1,544円 | 46,320円 | 1,484円 | 1,480円 |
| | 介護度3 | 1,694円 | 50,820円 | 1,634円 | 1,630円 |
| | 介護度4 | 1,836円 | 55,080円 | 1,776円 | 1,772円 |
| | 介護度5 | 1,974円 | 59,220円 | 1,914円 | 1,910円 |

| 負担割合 | 要介護度 | 1日 | 1ヶ月 | 長期利用の場合（1日あたり） | |
|------|------|--------|---------|----------------|--------|
| | | | | 31日～60日 | 61日以上 |
| 3割 | 要支援1 | 1,587円 | 47,610円 | 1,509円 | |
| | 要支援2 | 1,968円 | 59,040円 | 1,869円 | |
| | 介護度1 | 2,112円 | 63,360円 | 2,022円 | 2,010円 |
| | 介護度2 | 2,316円 | 69,480円 | 2,226円 | 2,220円 |
| | 介護度3 | 2,541円 | 76,230円 | 2,451円 | 2,445円 |
| | 介護度4 | 2,754円 | 82,620円 | 2,664円 | 2,658円 |
| | 介護度5 | 2,961円 | 88,830円 | 2,871円 | 2,865円 |

<常時発生する加算>

| 加算項目 | 内容 | 料金 (1割の場合) |
|-----------------------------|---|-----------------|
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | 介護福祉士を一定割合以上配置している等の諸要件を満たしている。 | 1日あたり 18円 |
| 夜勤職員配置加算（Ⅱ） ※介護予防短期入所は除く | 夜勤を行う介護職員、看護職員を基準以上配置していること等の諸要件を満たしている。 | 1日あたり 18円 |
| 機能訓練指導体制加算 | 残存機能の維持、低下予防に努める機能訓練、レクリエーションを行う体制を整えている。 | 1日あたり 12円 |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数（所定単位数）に対して算定 | 所定単位数の 14.0% |

<その他の加算> (必要に応じて算定される場合があります。)

| 加算項目 | 内容 | 料金 (1割の場合) |
|--------------------|--|----------------------|
| 送迎加算 | 送迎時、片道につき1回として加算されます。 | 1回あたり 184円 |
| 口腔連携強化加算 | 口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、情報提供を行った場合 | 1月あたり 50円 |
| 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ) | 生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行い、見守り機器等のテクノロジーを導入し、効果を示すデータの提供を行っている。 | 1月あたり 100円 10円 |
| 看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ) | 看護職員を基準以上配置している等、諸要件を満たしている場合。 | 1日あたり 4円～23円 |
| 看取り連携体制加算 | 看護職員の体制確保や対応方針を定め、看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合。 | 1日あたり 64円 |
| 医療連携強化加算 | 別に厚生労働大臣が定める状態(経管栄養、褥瘡治療状態等)の利用者に短期入所生活介護サービスを提供した場合に加算されます。 | 1日あたり 58円 |
| 個別機能訓練加算 | 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で個別機能訓練計画を作成し、計画に基づく機能訓練を行った場合等に加算されます。 | 1日あたり 56円 |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 医師より認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると判断された利用者様の緊急的な短期入所利用を受け入れた場合、当該利用者様について7日を限度とし加算されます。 | 1日あたり 200円 |
| 若年性認知症利用者受入加算 | 若年性認知症の利用者様に対し、専門的に係る担当者を決め、受け入れを行った場合に加算されます。 | 1日あたり 120円 |
| 緊急短期入所受入加算 | 居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に、7日を限度として加算されます。 | 1日あたり 90円 |
| 療養食加算 | 医師の食事箋に基づく腎臓病食、糖尿病食等の提供が行われた場合に加算さ | 1回あたり 8円 |

| | | |
|--|------|-----------|
| | れます。 | (1日3回を限度) |
|--|------|-----------|

※その他として、別途上記以外にも状況に応じて加算が生じる場合がございます。
加算が生じる際にはその都度ご説明致します。

二 介護保険の給付対象外となるサービス (かかった費用の全額をご負担いただきます)

【サービスの内容及び利用料金】

| | | |
|-----------------|---|-----------------|
| 食材料費 (朝、昼、夕) | 負担限度額認定証 無 | 1日あたり 1,700円 |
| | 負担限度額認定証 有 | 1,445円 |
| | 負担限度額認定証 有の場合の自己負担額 | |
| | 第一段階 | 300円 |
| | 第二段階 | 600円 |
| | 第三段階① | 1,000円 |
| 居住費 | 負担限度額認定証 有の場合の自己負担額 | |
| | 第一段階 | 880円 |
| | 第二段階 | 880円 |
| | 第三段階① | 1,370円 |
| | 第三段階② | 1,370円 |
| 日用品費 | 衣類、日用品(歯ブラシ・化粧品等)の購入を代行致します。 | 品代等実費 |
| 複写物の交付 | サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 | 1枚につき 10円 |
| 電化製品使用料 | テレビ、電気毛布等持ち込み使用された場合 | 1点につき 1日50円 |

※その他利用料を頂く事態が発生した場合には、その都度契約者様ご了解をいただき定めることと致します。

6. ご利用料金のお支払方法

- ・前記5の一・二の料金・費用は一ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。)

| | |
|---|--|
| A | 金融機関口座からの自動引き落とし 利用した翌月の20日(20日が土、日、祝の場合はその翌日)に引落とし |
| B | 下記指定口座への振込み 大分銀行 別府支店 普通 5908727 社会福祉法人 亀鶴会 理事長 三浦広為 |

7. サービスの中止（契約書7条参照）

- ・サービス提供開始日の前日12時までには事業者へ申し出て下さい。万が一申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合がございます。但し、ご利用者様の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではございません。

| | |
|--------------------------------|--------------------------|
| 利用開始日の前日までに申し出があった場合 | 無 料 |
| 正当な理由がなく、利用開始日の前日までに申し出がなかった場合 | 当日の利用料金の10% (自己負担額相当) |

8. 苦情・要望の受付について

一 当施設における苦情の受付

苦情、ご要望、ご意見等につきましては、お気軽に下記担当者にご相談下さい。
また、苦情受付ボックスをロビーに設置しています。

- ・苦情受付窓口（担当者）生活相談員
- ・苦情解決責任者 施設長
- ・受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：30

二 第三者委員

上記方法以外に、苦情等を当法人が委嘱する第三者委員に申し出ることができます。
詳しくは老人短期入所施設偕楽園事務室までお尋ね下さい。

三 公的機関でも次の窓口で受け付けます。

| | |
|----------------|--|
| 別府市介護保険担当課 | 所在地 別府市上野口町1番15号 電 話 0977-21-1111 受付時間 9：00～17：00 |
| 大分県国民健康保険団体連合会 | 所在地 大分市大手町2丁目3番12号 電 話 097-534-8470 受付時間 9：00～17：00 |
| 大分県社会福祉協議会 | 所在地 大分市大津町2丁目1番41号 電 話 0977-551-0110 受付時間 9：00～17：00 |

9. 緊急時の対応について

当施設において利用者様の状態に急変が生じた場合には、速やかに医師やご家族等に連絡する等の措置を講じます。（当法人の緊急マニュアルに沿って対応致します）ご家族の皆様には緊急連絡先をお伝えいただきますようお願い致します。

10. 施設サービス利用に係る個人情報提供同意について

①使用する目的

- ・入所者の介護サービスの向上のための個別施設サービス計画書にかかわる会議。
- ・かかりつけ医師との協議。
- ・入所者の病状の急変等の場合の医療機関への連絡等。
- ・事故が発生した場合の市町村・県への連絡。
- ・入所者等の苦情に関して市町村等が行う調査への協力。
- ・損害賠償保険などに係わる保険会社等への相談又は届出等。
- ・介護保険施設等において行われる学生の実習への協力。
- ・(短期入所生活介護利用の方) 入所者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携。(サービス担当者会議等)

②使用にあたっての条件

- ・個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外の者に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。
- ・個人情報を使用した会議の内容、経過を記録しておくこと。

短期入所生活介護施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要な事項についての説明を行いました。

事業者

| | | |
|-----|--------------|---|
| 所在地 | 別府市南荘園町4番38号 | |
| 名称 | 社会福祉法人 亀鶴会 | |
| | 老人短期入所施設 偕楽園 | |
| 施設長 | 神宮浩康 | 印 |
| 説明者 | 職種 | |
| | 氏名 | 印 |

私は、本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、これに同意するとともに、短期入所生活介護施設サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

| | | |
|-----|----------|---|
| 入所者 | 住所 氏名 | 印 |
| 代理人 | 住所 氏名 | 印 |

(続柄)